

～日本年金機構からのお知らせ～

国民年金保険料の収納業務を民間委託しています

宇都宮東年金事務所【☎028(683)3217】

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた人に対して、電話・文書・訪問などによる納付案内や免除などの申請手続き案内を民間事業者に委託しています。宇都宮東年金事務所管内は右記事業者に業務を委託しています。

●委託事業者(宇都宮東年金事務所管内)
株式会社 アイヴィジット
(受発信専用番号 0120-957-505)

❗振り込め詐欺などにご注意ください!

委託事業者が電話で納付案内する場合は、納付状況を確認しながら、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書で、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付いただくよう依頼します。
※ATMを操作し、指定口座に振り込みをお願いすることは決してありません。



- 民間事業者の担当者が保険料を収納する場合には、必ずお客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。
- 厚生労働省が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。また、保険料を預かる場合、身分証(納付督促員)を提示します。

Q 国民年金保険料の収納業務を民間委託するのはなぜですか?

A この民間委託は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、民間の創意工夫やノウハウの活用などにより保険料納付率の向上と業務の効率化を推進することを目的に、日本年金機構が担う収納事業の一部を民間事業者に委託しています。なお、国民年金保険料の収納事業の実施主体は日本年金機構であり、日本年金機構が責任を持って運営していることに変わりありません。

Q 委託事業者に個人情報を提供して大丈夫ですか?

A 委託事業者に提供する個人情報は、納付督促などを行うために必要な国民年金保険料の未納情報に限定しています。また、民間事業者には「個人情報の保護に関する法律」や契約書などで目的外使用や閲覧・漏えい・複写などが禁じられています。

損壊程度	減価率	
全壊	60%	
大規模半壊	45%	
半壊	25%	
一部損壊 ※芳賀町独自	木造・軽鉄居宅	2%
	非木造 その他	1%

《固定資産税》
平成24年度は固定資産税の見直し時期になります。町では、東日本大震災の影響から損壊を受けた家屋について、評価額を減額することを決定しました。

それぞれ、り災証明書発行時の損壊の程度により対象となりますが、一部損壊は「調査済み家屋」とり災証明書により証明書を受けた家屋が対象になります。証明書が発行されていないと減額にはなりません。

まだり災証明書を申請していない場合は、損壊場所の写真などを用意し申請ください。なお、これからの申請で、すでに修理が終わり写真が撮れない場合は、修理後の写真と領収書や修理明細などをお持ちください。

【申請締切】
平成24年3月30日
※すでにり災証明書やり災証明書の交付を受けている場合は、あらためて申請する必要はありません。

☎028(677)6078

《軽自動車税》
軽自動車(原付自転車、自動二輪、軽四輪車、小型特殊自動車)は、4月1日現在で登録があると課税対象になります。1年分の税金が課税されます。使用していない車両は廃車の手続きを、引越などで所有者の住所地が変更になった車両は登録変更の手続きをしてください。

車両の種類により手続き窓口が異なりますので、ご注意ください。

車種	手続き窓口
原付自転車など(125cc以下) 小型特殊(トラクター、コンバインなど)	税務課資産税係 ☎028(677)6078
軽二輪車(126~250cc) 二輪小型自動車(251cc~)	関東陸運局 栃木運輸支局 ☎050(5540)2019 宇都宮市八千代1-14-8
軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎028(645)5161 宇都宮市西川田本町1-2-37

不要な車、
廃車を
忘れずに!!
(3/30まで)

市町村税
徴収強化月間2012

☎028(677)6013

納税は期限内に
あなたの税が
未来を拓く

町では納税の公平と徴収の確保を図るため、県との協働により県下一斉に徴収の強化に取り組んでいます。町税の滞納に対しては、行政サービスの制限、差押えや公売などの滞納処分をしなければなりません。差押えのための財産調査は、銀行などの金融機関や保険会社のほか勤務先に対する給与調査など多岐にわたります。

納期限内に納付が困難な場合は、税務課までご相談ください。

固定資産税を減額(震災関連)
震災で損壊を受けた家屋について、平成24年度評価替えに併せて評価額を減額します。